

# 焼津市農業委員会 8 月総会議事録

## 1 日時

令和 3 年 8 月 17 日(火)午後 2 時 ~ 午後 2 時 35 分

## 2 場所

焼津市役所本庁 603 号室

## 3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	16	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	10	桜井 亮平	○	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	楢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	○			

## 4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山飛口 主事 清水健太郎

## 5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法の規定による届出の中止届について

第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 5 号 農業用施設証明願について

第 6 号 農地の利用目的変更届出について

第 7 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 8 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>19 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和 3 年 8 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。6 番横山文哉委員、13 番村松正二委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。</p> <p>報告第 1 号から報告第 8 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【報告第 1 号から報告第 8 号までを朗読】</b></p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑】</b></p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 8 号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 8 号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 5 を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第 1 号番号 5 を朗読後、説明】</b></p> <p>申請地は、焼津市立総合病院より北東へ約 200m に位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 増田正春	<p>詳細は事務局の説明の通りであります。</p> <p>現地調査は 8 月 7 日に行いました。</p> <p>申請地は道路に面した田で、隣接地は譲受人所有の田であり、既に効率よく耕作できるように畦が取り払われ、一体で耕作できる状態になっていました。現地調査の結果、特に問題は見受けられませんでした。</p> <p>どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p>

	<p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号5を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号5は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号、番号6について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号6を朗読後、説明】</p> <p>申請地は、焼津市学校給食センターより北東へ約200mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>本申請地は、受贈人(じゅぞうにん)が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の経営安定のために申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 増田正春	<p>詳細は事務局の説明の通りであります。</p> <p>現地調査は8月7日に行いました。</p> <p>申請地は全体が畑で、放置されており原野のような状態でありました。</p> <p>現地確認中に譲受人が農作業に来ておりましたので、直接話をする事ができ、全体でキャベツの栽培を行っていくそうです。</p> <p>耕作放棄地として草がだいぶ伸びていた申請地でしたが、譲受人が既に整備してきれいな状態にしてあり、今後も継続して耕作して下さる意思を確認できましたので、問題はないと判断しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号6を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号6を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についての番号24を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号番号24を朗読後、説明】</p> <p>本件は、小川の農地509㎡について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は、焼津市小川に本社を置く鮮魚・冷凍水産物の買付、加工、販売業を営む法人です。申請地近隣の店舗において、水産物販売のための駐車場が狭隘であり、</p>

	<p>顧客が路上駐車せざるを得ない状況で近隣に迷惑をかけておりますので、申請地を借用して駐車用敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、焼津市立黒石小学校より東へ約 600m に位置している第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地、南側は農地、北側は道路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは小川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 14 番	<p>8 月 7 日に現地確認を行いました。周辺状況は事務局の説明の通りであります。</p> <p>申請者の会社所在地と申請地の距離は 20m ほどでありまして、現在 1000 m<sup>2</sup>ほどある区画のうちの手前半分を会社の駐車場としたいという申請です。</p> <p>区画の半分を駐車場として、残った奥の半分の農地は耕作できるのかというのが委員の関心事でしたが、手前の造成にあたって、奥へトラクターがまっすぐ入れるような配慮や、造成地に雨水用の枡を設け、田と造成地の雨水の排水経路も確保された計画もありますので、許可が妥当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 24 を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第 2 号、番号 24 は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、番号 25 について審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><b>【議案第 2 号、番号 25 を朗読後、説明】</b></p> <p>本件は、大住の農地 266 m<sup>2</sup>について、分家住宅敷地に転用したいという申請であります。</p> <p>申請人は現在、市内のパートに仮住まいをしておりますが、子供の成長に伴い、現在のパートでは手狭となってきたため、父の所有する当該申請地を借受けて分家住宅を建築したく今般の申請に及んだものです。</p> <p>申請地の場所は、JA 大井川農協大富支店より北西へ約 900m に位置している、第 3 種に該当する農地です。</p> <p>申請地の東側及び西側は宅地、南側は水路及び道路、北側は水路であります。</p> <p>審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 増田正春</p>	<p>8月7日に現地調査を行いました。申請地は大富のスーパー富士屋の西側の一帯の住宅地の中にある農地で、周辺状況は事務局の説明の通りです。</p> <p>申請地に一番近い田への影響も見受けられず、周辺への影響は全くなく問題ないと判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号25を許可することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号25は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第3号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。本議案に係る村松達雄委員、八木榮志委員につきましては本議案の採決が終わるまで退席を求めます。</p> <p><b>【退席】</b></p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>&lt;議案の朗読・説明&gt;</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p><b>【質疑なし】</b></p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p><b>【異議なし】</b></p> <p>異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定しました。それでは村松委員と鈴木委員の入室をお願いします。</p> <p><b>【着席】</b></p> <p>以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和3年8月総会を閉会します。</p>